

第5次御殿場市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画策定業務委託
仕様書

1 業務名

第5次御殿場市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画策定業務委託

2 委託期間

契約日翌日から令和9年2月28日まで。

令和7年度から8年度までの債務負担行為による2か年の契約とする。

3 業務の目的

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する計画であり、現行の「第4次御殿場市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画（令和4年度から令和8年度）」の期間終了に伴い、令和8年度末までに、令和9年度から令和14年度までの6か年を計画期間とする「第5次御殿場市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画」を策定する。

策定に当たっては、関連法改正等を整理するほか、本市の各種データやアンケート調査結果を踏まえながら、現状と課題の抽出、今後の方針の設定、各種会議等の運営支援、計画書及び概要版の作成、その他必要となる資料の作成など、計画策定までの提案・助言・支援等を行うことを目的とする。

4 委託業務内容

アンケート調査内容の検討、調査票の集計・分析等業務 【令和7年度】

(1) 調査の目的

本調査は、市民の地域に対する意識やニーズ並びに課題を把握し、これらを計画策定の基礎資料とすることを目的として実施する。

(2) 調査項目等

国の指針や施策などの動向に基づき調査項目の企画立案を行う。

(3) 調査の実施

市民アンケート調査実施概要

調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出）
配布数	1,000件（予定）
調査方法	郵送及びWebアンケートシステム

・回収率は概ね50%を想定

・調査票の印刷、住所シール等の作成、封入、郵送、回収は本市が行う。

・Webアンケートシステム（LOGOフォーム）は本市が用意し、Webアンケートシステムで回答されたものの単純集計は本市が行う。

(4) 調査票の集計・分析業務等

- ・調査票の項目ごとに集計し、結果に基づいて現状分析を行う。

また、課題抽出等を行うため、属性別等によるクロス集計のほか、集計方法を本市に提案するとともに、本市の指示した方法により集計した結果を明らかにすること。

- ・調査報告書の作成（現状整理・集計及び地域ニーズ等の分析・要旨等の編集）

計画策定業務 【令和7年度～令和8年度】

(5) 地域福祉の現状と課題の整理

国や県の法制度や計画等、地域福祉を取り巻く社会情勢を把握し、整理するとともに、調査結果等を踏まえた本市の市の地域福祉の現状と課題の分析を行う。

また、御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、御殿場市障害者計画、御殿場市健康増進計画、御殿場市子ども・子育て支援事業計画、その他関連する計画についても内容を把握し、整合性を保つものとする。

(6) 会議等の運営支援

各種会議の運営支援（策定懇話会、庁内検討委員会等 計6回程度開催予定）

- ①各会議資料の作成及び会議録（要旨）の作成を行う。
- ②各会議に出席、必要に応じて助言をする。
- ③各会議録等を基に計画への反映方法を協議、検討する。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施につき、パブリックコメント資料の作成、パブリックコメントに対する助言等の支援を行う。

(8) 計画書素案の作成

策定懇話会での意見やパブリックコメント等を反映した計画書素案を作成する。作成においては、冊子全体にわたって市民に分かりやすい説明・表現を心掛け、ビジュアル的にもデザイン性の高い編集を行うこととする。

(9) 協議又は打合せの実施

業務着手時及び業務完了時にこの契約に関する協議を行うほか、業務遂行上必要な場合は随時行うものとする。

(10) 成果品

- ①計画書概要版（Uni-Voice を各ページに表示）

頁数：A4判、8頁程度

印刷：2色刷

部数：１５０部

②計画書

頁数：Ａ４判、表紙２色刷、本文１色刷　８０頁程度（データ一式）

③アンケート集計結果、他自治体の先進事例等についての報告書

④各種電子データ

計画書・計画書概要版・報告書関連の電子データ一式をＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体に記録し納入する。

⑤その他必要とする書類

（１１）　完了届

受託者は事業完了後、速やかに完了届、納品書とともに成果品を提出し、担当課の最終審査を受けなければならない。

（１２）　委託料の支払い

完了届最終審査後に行う。

（１３）　その他

- ・業務に当たっての資料及び成果は、全て本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- ・納品データは、指示がない限り、Word、Excel、PDF ファイルを基本とし、それ以外の形式となる場合は本市の承諾を得ること。
- ・業務の詳細及び日程の管理については、本市と十分な打ち合わせを行うこと。
- ・業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- ・個人情報については、御殿場市個人情報保護条例の規定に従い、適切に扱うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、本市と協議のうえ決定するものとする。